

“学生の在籍しない”「国連大学」(東京・渋谷)が、 22年9月から“学生(修士)受入れ”開始！

「サステナビリティと平和」プログラムで、地球規模の問題解決能力を備えた人材を養成。文科省、日本の「大学院」相当と認定。

旺文社 教育情報センター 22年6月

若者で賑わう東京・渋谷駅から明治神宮外苑に向かう国道246号線(青山通り)沿い、青山学院大の向かいに14階建ての威風堂々としたピラミッド型ビルがそびえる。その建物は、日本に本部を置く国連機関として昭和50(1975)年に設立された「国際連合大学」(United Nations University ; UNU。以下、国連大学)の本部施設である。

国連大学は設立以来、地球規模の緊急課題の解決策、人類の存続、発展及び福祉に係る世界的な問題などについて、世界各地の大学・研究機関とネットワークを通じて大学院レベルの研究・研修事業、知識普及事業等を展開する“学術機関”として活動してきた。そのため、「大学」と称しているものの、現在、“学生”は在籍していない。

他方、平成21(2009)年12月の国連総会決議で、国連大学の「学位」(修士・博士)授与が認められたことから、22年9月から“学生”(修士課程)を受け入れることになった。

<国連大学の組織、「研究科」設置の趣旨・目的等>

○ 国連大学は前述のように日本に設立されて以来、国連憲章の目的に学術面で寄与すべく国際的な学術機関として、研究・研修等の活動を展開してきた。

- ・ **組織**：大学理事会は、各国からの24名の理事、及び国連事務総長等4名の職務上の理事の計28名で構成されている。学長1名(第5代、スイス)、副学長3名(武内和彦・東京大教授、他2名(インド、イラン))。職員定数は148名で、うち大学本部48名(22年～23年)となっている。
- ・ **財政**：国連大学の財源は、加盟国の分担金による国連の通常予算の配分を受けず、各国の政府、財団、企業、個人などからの任意の拠出による。財政は、大学基金の運用益のほか、運営費への拠出金等により賄われている。
- ・ **日本の支援・協力**：土地及び本部施設の建設・提供、事業・運営への協力等。

○ 21年12月の国連総会で「国連大学憲章」が改正され、国連大学は、「修士及び博士の学位の授与が可能」となった。

これを受け、国連大学は世界各国に展開している「研究所」(13カ国14研究所)を母体に、各専門分野に応じた「研究科」の開設を予定している。

- 日本(東京・本部施設)においては、22年9月に「サステナビリティと平和研究科」(修士課程)を開設する。当研究科では、国連及びその加盟国が直面している気候変動、平和構築、貧困削減等の地球規模課題の解決に必要な高度で幅広い知識と問題解決能力を備えた人材の養成を目的としている。

<研究科の概要、教育課程等>

○ 概要

- ・研究科長：武内和彦(副学長)
- ・修士課程：標準修業年限2年間、入学定員20人(国連加盟国)、22年9月開講予定
- ・博士課程：標準修業年限3年間、入学定員10人(国連加盟国)、24年9月開講予定
研究科への入学者選考に当たっては、英語力が重視されるようだ。
- ・学位(修士課程)：Master of Science in Sustainability, Development and Peace
- ・学費：入学金20万円、授業料100万円(年間)。
奨学金給付や授業料減免等の経済的支援もある。
- ・校地等：敷地面積=7,043 m²、建築面積=2,857 m²

○ 教育課程

- ・当研究科では、地球変動とサステナビリティ(持続可能性)、国際平和と安全保障、国際協力と開発、といった分野横断的な課題に焦点を当てるとしている。
- ・これらの喫緊の課題を幅広く相互に関連づけて学び、将来、国連等の国際機関、政府開発機関、NGO等で活躍するために必要な知識・技能を身に付けられるよう教育課程を編成するという。
また、国内外の国連機関等と連携した就職セミナー、インターンシップ・プログラム等の体制を整備し、就職支援も行うという。
- ・国連大学のネットワーク(国連大学の各研究所、他の国連機関等)の活用。
- ・修士課程の修了要件は、2年以上在学して計30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとしている。ただし、在学期間について、優れた業績をあげた者は、1年以上在学すれば足りるものとしている。

○ 質保証の枠組み

開設される研究科の質保証については、国連大学から独立した有識者で構成される国際ア krediyteshon委員会を設置して確保するとしている。

国際ア krediyteshon委員会は国連加盟国のア krediyteshon機関から推薦された委員で構成され、機関評価と分野別評価を実施するという。

<国連大学の学生受入れと日本の大学院との関係>

○ 国連大学の教育プログラム開設に関する日本の対応

国連大学本部に関しては、国連と日本との間で、本部施設の不可侵、課税の免除、国連大

学の学問の自由等に関する協定(「国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定」)が昭和 51(1976)年 6 月に締結されている。

このことから、国連大学は日本の法制度下にあるものでない。

他方、文科省は、日本の大学が質保証の観点に留意しながら、国連大学と教育交流を進めることは国際交流や開かれた大学等の観点から意義深いものであるとしている。

こうしたことから、文科省は関係法令を一部改正し、国連大学が実施するプログラムの修了者について日本の大学院の入学資格を付与する仕組みや、国連大学での学修を日本の大学院の単位として認定できる仕組みを整備するとしている。

○ 関係法令の改正案の概要

文科省は 22 年 6 月初旬に開催された中教審大学分科会の質保証システム部会で次のような関係法令(省令)の改正案の概要を提起し、了承された。

1.

国際連合大学の課程(我が国の修士課程に相当する課程)を修了した者について、我が国の大学院(博士課程)への入学資格がある者として規定する。 〔学校教育法施行規則の改正〕
--
2.

国際連合大学の課程(我が国の修士課程又は博士課程に相当する課程)での学修について、我が国の大学院(修士課程・博士課程・専門職学位課程)の単位として認定することができることについて規定する。 〔大学院設置基準及び専門職大学院設置基準の改正〕
--

なお、上記の省令改正は 22 年 7 月に公布・施行される予定である。

<国連大学の今後の展開に注目>

今回の「研究科」(大学院学位プログラム)設置については、22 年 1 月に国連大学本部内に設立された「サステナビリティと平和研究所」(UNU-ISP)の枠組みの中で、“教育”(学位の授与)も行う“大学院研究科への移行”として行われるようだ。母体となる当「研究所」は、①グローバルな変化とサステナビリティ／②国際協力と開発／③平和構築と安全保障、といった 3 つの重要な課題の教育研究を目指しており、サステナビリティを環境分野に限定せず、平和と安全保障まで広げている。

したがって、今秋開講される学位プログラム(修士課程)では、こうした目的に沿った教育研究に必要なカリキュラム編成や教員の配置が見込まれる。

ところで、「研究科」設置構想の当初は、日本の大学などとの共同大学院プログラムなど、他大学との連携も構想されていたようだが、当面は国連大学独自で立ち上げる模様である。ただ、将来的には、ダブル・ディグリー、ジョイント・ディグリーなどの授与や、単位互換など、他大学との連携も視野に入れているようだ。

いずれにしろ、大学教育のグローバル化が急速に進展していく中、東京都心に位置する国連大学が世界各国から大学院生を受け入れることは、日本の学生にとっても国際的な高等教育への関心が高まるとみられ、国連大学の今後の展開が注目される。